

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月26日(木) 13時59分から15時00分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(14人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	又村克茂
委員	14名
4. 欠席委員(2人)
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	<p>(会長、挨拶の後)</p> <p>それでは只今から第 32 回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日出席委員は 14 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。</p> <p>議事日程 2 番、議事録署名委員は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>本日の議事録署名委員に 14 番 本郷委員、15 番 平沢委員を指名いたします。</p> <p>議事日程 3 番、会期の決定について、会期は本日限りとすることよろしいですか。</p>
各 委 員 議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>会期は本日限りといたします。</p> <p>議事日程 4 番、報告第 1 号一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>報告第 1 号一般事務報告について説明します。</p> <p>(報告第 1 号、資料により報告)</p>
議 長 各 委 員 議 長	<p>説明が終わりました質疑意見を求めます。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>なしということで質疑意見を終了いたします。</p> <p>報告第 1 号については、報告済・承認とします。</p>
説 明 員	<p>議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明します。今月は中間管理事業の転貸を含む解約 8 件です。</p> <p>1 番、2 番、江部乙町 番 の内他 20 筆、滝川市と北海道農業公社を転貸して さんとの解約です。</p> <p>借主の申出により解約します。牧草畑として利用していますが、近隣に同等の場所を確保したことから遠隔地で熊の出る危険性のある本地を</p>

	<p>滝川市に返還するものです。解約後の利用は未定となっています。</p> <p>3番から8番までは利用集積円滑化事業により を通して さんが賃貸借しておりましたが、経営移譲により さんが耕作、議案4号で新たに賃貸借するので解約するものです。</p> <p>3番、4番、滝の川町 丁目 番 他2筆、 さんと 転貸、 さんとの解約です。</p> <p>5番、6番、北滝の川 番 、 さんと 転貸、 さんとの解約です。</p> <p>7番、8番、北滝の川 番他 筆、 さんと 転貸、 さんとの解約です。</p> <p>以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。先に議案1号申請番号3番から8番除く2件の質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終了いたします。申請番号3番から8番を除く2件について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>申請番号3番から8番を除く2件について、原案のとおり決定といたします。</p> <p>次に議案5号申請番号3番から8番については、農業委員会法第31条に基づき、 委員の退席をお願いします。</p> <p>(退出 14:11)</p> <p>賃借権設定申請番号3番から8番についての質疑、意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑意見を終了します。賃借権設定申請番号3番から8番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第1号賃借申請番号3番から8番については原案のとおり決定と</p>

議 長	いたします。
	委員の入室をお願いします。(入室 14:12)
	議事日程6番、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請につ
	いて事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明しま
	す。今月は、3件です。
	1番、江部乙町 番 他4筆、地目「田」、27,984㎡、「畑」、
	17,987㎡、 さんから さんへの売買です。10a当り、21,800円、総額
	1,000,000円です。 さんの死亡により子の さんが相続したのです
	が、遠隔地で農地の維持管理困難なことから、農地外用地を含め土地を
	すべて売却予定です。
	2番、西滝川 番 他12筆、地目「田」、74,301㎡、「畑」1,753
	㎡、 さんから さんへの3条賃貸借です。10a当り、6,560円、総額
	500,000円です。これまで使用貸借で へ貸借していましたが、農業法
	人の経営安定化のため賃貸借に変更したものです。
	3番、西滝川 番 他47筆、「田」287,979㎡、「畑」9,788㎡、
	さんと さんの10年使用貸借です。今月の24日に さんが認定農業者
	となり、経営移譲したことから農地の耕作を譲渡するものです。 さん
	は引退するわけではなく引き続き農業に携わります。
	以上、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。先に議案2号申請番号3番を除く2件の質疑意
	見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。申請番号3番を除く2件について、許
	可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	申請番号3番を除く2件について、原案のとおり決定といたします。
	次に議案5号申請番号3番については、農業委員会法第31条に基づ
	き、 委員の退席をお願いします。

	<p>(退出 14:18)</p>
議 長	<p>賃借権設定申請番号 3 番についての質疑、意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑意見を終了します。賃借権設定申請番号 3 番について許可申請は</p>
	<p>許可相当とすることで、よろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 1 号賃借申請番号 3 番については原案のとおり決定といたします。</p>
	<p>委員の入室をお願いします。(入室 14:19)</p>
	<p>議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転が 5 件です。</p>
	<p>まず、4 番を除く 1 番、2 番、3 番、5 番について説明いたします。</p>
	<p>申請番号 1 番、空知町 丁目 番、現況地目「畑」、譲渡人、さん、譲受人、さん。転用面積 247 m²、第一種住居地域内、転用目的は一般住宅の建築です。</p>
	<p>申請者は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭な上に使い勝手が悪いため、当該申請地を取得して住宅を新築したいとするものです。</p>
	<p>別添資料の 2 枚目に位置図を添付しています。工期は備考欄に記載のとおりです。</p>
	<p>申請番号 2 番、東町 丁目 番、現況地目「畑」、譲渡人、さん、譲受人、さん。転用面積 189 m²、第一種中高層住居専用地域内、転用目的は一般住宅の建築です。</p>
	<p>申請者は、申請地周辺は、スーパー、病院、学校があり、利便性が良い事から当該申請地を取得して住宅を新築したいとするものです。</p>
	<p>別添資料の 2 枚目に位置図を添付しています。</p>
	<p>工期は備考欄に記載のとおりです。</p>

尚、別途、宅地を 122.54 m²購入していて、合わせて 311.54 m²となります。

申請番号 3 番、東町 丁目 番、現況地目「畑」、譲渡人、さん、譲受人、さん。転用面積 318 m²、第二種中高層住居専用地域内、転用目的は一般住宅の建築です。

申請者は、現在赤平市に住んでおりますが、勤務地が滝川市と赤平市のため、利便性の良い滝川市に申請地を取得して住宅を新築したいとするものです。

別添資料の 2 枚目に位置図を添付しています。

工期は備考欄に記載のとおりです。

申請番号 5 番、東町 丁目 番、現況地目「畑」、譲渡人、さん、譲受人、さん。転用面積 314 m²、第一種住居地域内、転用目的は一般住宅の建築です。

申請者は、現在雨竜町で農業を営んでおります。雨竜町に通いになりますが、滝川市に移住し永住したいことから、当該申請地を取得して住宅を新築したいとするものです。

別添資料の 2 枚目に位置図を添付しています。

工期は備考欄に記載のとおりです。

以上、申請番号 1 番、2 番、3 番、5 番は、いずれも用地区域内にある第三種農地であり、周辺の農地等への影響はなく、転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、転用して申請に係る用途に供することが認められますので、ご審議をお願いいたします。

続きまして、申請番号 4 番、農用地区域内の一時転用になります。

所在、西滝川 番 の内、現況地目「畑」、貸主、さん、借主、さん、転用面積 7985 m²、農用地区域内です。

転用目的は、砂利採取及びそれに伴う耕地整備です。砂利採取量は、12,288 m³を計画しています。排水は、掘削箇所から既設素掘側溝を経由してラウネ川へ排水します。

別添資料の 2 枚目に位置図を添付しています。

	<p>工期は、令和8年5月6日から令和9年5月5日までです。</p> <p>なお、本案件は、30aを超えていますので、北海道農業会議の常設審議委員会の審議案件となることを申し添えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各 委 員	<p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>なしということで質疑意見を終了いたします。</p>
各 委 員	<p>議案第3号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p>
各 委 員	<p>議案第3号について、原案のとおり決定とします。</p>
議 長	<p>議事日程8番、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が68件です。</p>
	<p>1番、2番、江部乙町 番他 筆、地目「田」、91,671㎡、「畑」2,657㎡、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、11,500円です。3条賃貸借から中間管理事業への変更です。 さんが農地の生前贈与を行ったため、税控除の要件として中間管理事業の賃貸であることから新規で貸借するものです。</p>
	<p>3番、4番、江部乙町 番 他1筆、地目「田」、24,454㎡、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、6,500円です。これまで さんが基盤強化促進法により賃貸借していましたが、期間満了し、 さんは農業廃業予定であることから近隣地耕作者の が新たに耕作することとなったものです。</p>
	<p>貸借権設定の5番から60番までは農用地利用集積計画の期間満了に伴い、中間管理事業で引き続き貸借の更新を継続するものです。</p>
	<p>5番、6番、江部乙町 番 他1筆、地目「田」、24,454㎡、 さん</p>

から北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。

7 番、8 番、江部乙町 番 他 2 筆、地目「田」、19,775 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。

9 番、10 番、江部乙町 番 、地目「田」、10,000 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。

11 番、12 番、江部乙町 番 の内他 3 筆、地目「畑」、31,753.75 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。

13 番、14 番、江部乙町 番 他 11 筆、地目「田」、24,224 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。

15 番、16 番、江部乙町 番 他 17 筆、地目「田」、87,942 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。

17 番、18 番、江部乙町 番 他 1 筆、地目「田」、27,040 m²、「畑」2,070 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、「田」5,600 円、「畑」3,000 円です。

19 番、20 番、江部乙町 番 他 4 筆、地目「田」、15,673 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。

21 番、22 番、江部乙町 番 他 11 筆、地目「田」、43,755 m²、「畑」1,350 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、「田」5,600 円、「畑」3,000 円です。

23 番、24 番、江部乙町 番 他 3 筆、地目「田」、7,083 m²、「畑」27,103 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、「田」5,600 円、「畑」3,000 円です。

25番、26番、江部乙町 番 の内他11筆、地目「田」、24,007㎡、「畑」19,095㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「田」5,600円、「畑」3,000円です。

27番、28番、江部乙町 番 他15筆、地目「田」、52,900㎡、「畑」789㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「田」5,600円、「畑」3,000円です。

29番、30番、江部乙町 番 他16筆、地目「田」、70,294.17㎡、「畑」26,244㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「田」5,600円、「畑」3,000円です。

31番、32番、江部乙町 番 他14筆、地目「田」、65,115.36㎡、「畑」1,213㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「田」5,600円、「畑」3,000円です。

33番、34番、江部乙町 番 他5筆、地目「田」、47,781㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「田」8,000円です。

35番、36番、江部乙町 番 、地目「田」、3,996㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、使用貸借0円です。

36番、37番、江部乙町 番他3筆、地目「畑」、25,979.92㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、使用貸借0円です。

39番、40番、江部乙町 番 の内、地目「畑」、29,180㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、1,500円です。

41番、42番、東滝川 番 、地目「田」、8,128㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。

43番、44番、東滝川 番 他1筆、地目「田」、17,121㎡、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a当りの賃借

料は、11,000 円です。

45 番、46 番、江部乙町 番 、地目「畑」、13,405 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。

47 番、48 番、江部乙町 番 、地目「田」、23,037 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。

49 番、50 番、江部乙町 番 、地目「畑」、13,682 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。

51 番、52 番、江部乙町 番 他 11 筆、地目「田」、32,528 m²、「畑」2,815.75 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」5,600 円、「畑」3,000 円です。

53 番、54 番、西滝川 番 他 1 筆、地目「畑」、12,569 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。

55 番、56 番、西滝川 番 他 筆、地目「田」、84,285 m²、「畑」4,858 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」7,000 円、「畑」3,000 円です。

57 番、58 番、北滝の川 番 他 1 筆、地目「田」、16,221 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。

59 番、60 番、西滝川 番 、地目「田」、7,104 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。

61 番から 67 番までは さんの経営移譲に伴い、 さんが新たに中間管理事業に基づき賃貸借するものです。

61 番、62 番、滝の川町 丁目 番 他 2 筆、地目「畑」、9,275 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は 5 年間、10a 当り

	<p>の賃借料は、3,000 円です。</p> <p>63 番、64 番、北滝の川町 番、地目「畑」、4,230 m²、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。</p> <p>65 番、66 番、北滝の川町 番他2筆、地目「田」、12,055 m²、さんから北海道農業公社を転貸してさん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、6,500 円です。</p> <p>67 番、北滝の川 番 他1筆、地目「田」5,140 m²、北海道農業公社からさん、期間は4年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。</p> <p>これはさんの農地を農地中間管理事業によりさんが貸借していたものですが、令和12年までの残りの期間をさんが北海道農業公社から賃貸借を行うものです。</p> <p>68 番、江部乙町 番 他9筆、地目「田」面積54,902.68 m²、農地保有合理化事業によりさんの農地をさんに代わって北海道農業公社が買入し、さんに売買価格、12,037,000 円の1%で賃貸借します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 説明が終わりました。先に議案4号賃借権設定申請番号3番から20番及び61番から67番を除く43件の質疑意見を求めます。</p> <p>各委員 (なしの声あり)</p> <p>議長 質疑、意見を終了いたします。賃借権設定申請番号3番から20番及び61番から67番を除く43件について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。</p> <p>各委員 (異議なしの声あり)</p> <p>議長 賃借権設定申請番号3番から20番及び61番から67番を除く43件について、原案のとおり決定といたします。</p> <p>次に議案4号申請番号3番及び4番については、農業委員会法第31条に基づき、委員の退席をお願いします。</p> <p>(退出 14:46)</p> <p>賃借権設定申請番号3番及び4番についての質疑、意見を求めます。</p>
--	--

各 委 員 議 長	(なしの声あり) 質疑意見を終了します。賃借権設定申請番号 3 番及び 4 番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 議案第 4 号賃借申請番号 3 番及び 4 番については原案のとおり決定といたします。 委員の入室をお願いします。(入室 14:47) 次に議案 4 号申請番号 5 番及から 6 番については、農業委員会法第 31 条に基づき、委員の退席をお願いします。 (退出 14:48) 賃借権設定申請番号 5 番から 6 番についての質疑、意見を求めます。 (なしの声あり)
各 委 員 議 長	質疑意見を終了します。賃借権設定申請番号 5 番及から 6 番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。 (異議なしの声あり)
各 委 員 議 長	議案第 4 号賃借申請番号 5 番及から 6 番については原案のとおり決定といたします。 委員の入室をお願いします。(入室 14:48) 次に、議案第 4 号の賃借権設定申請番号 7 番から 20 番については、に関する案件の審議になりますので、議長を会長職務代理者に引継ぎます。又村職務代理よろしくをお願いします。 次に議案 4 号申請番号 7 番から 20 番については、農業委員会法第 31 条に基づき、会長の退席をお願いします。 (退出 14:49) 賃借権設定申請番号 7 番から 20 番についての質疑、意見を求めます。 (なしの声あり)
又村職務代 理	
各 委 員 又村職務代 理	質疑意見を終了します。賃借権設定申請番号 7 番から 20 番について許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。 (異議なしの声あり)

各 委 員 又村職務代	議案第4号賃借申請番号7番から20番については原案のとおり決定と いたします。
理	会長の入室をお願いします。(入室 14:47)
	会長が戻りましたので、議長を会長に戻します。
議 長	次に議案4号申請番号61番から67番については、農業委員会法第31 条に基づき、委員の退席をお願いします。
	(退出 14:51)
	賃借権設定申請番号61番から67番についての質疑、意見を求めま す。
	(なしの声あり)
各 委 員 議 長	質疑意見を終了します。賃借権設定申請番号61番から67番について 許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
各 委 員 議 長	議案第4号賃借申請番号61番から67番については原案のとおり決定 といたします。
	委員の入室をお願いします。(入室 14:52)
	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたら願 いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
各 委 員 議 長	その他、事務局からお願いいたします。
	(行事日程について資料に基づき報告)
説 明 員 議 長	第33回総会は3月27日14時00分からで決定します。
	以上をもちまして、第30回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。 皆さんご苦労さまでした。(15:00)